平成２８年（フ）第２５４号
岐阜県羽島市福寿町浅平４丁目26番地　（浅井コーポ201号室）
債務者　内藤ゆかり
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３３１号
岐阜県山県市高富167番地１
債務者　吉井　美帆（旧姓林）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１１２号
香川県丸亀市天満町１丁目２番36号　アネックス天満２号
債務者　石川　京子（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１１７号
香川県丸亀市三条町1580番地　ポラリス三条Ａ棟103号
債務者　篠原　麻由（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１１４７号
千葉県市川市中国分２丁目18番14号（サンハイツ花沢Ｄ号）
債務者　中村　欣充
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１８２号
千葉県船橋市本町７丁目４番22号　さつき苑101号
債務者　三浦　貞子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１８３号
千葉県船橋市海神３丁目15番18―406号
債務者　中尾　弘子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１８６号
千葉市稲毛区稲毛２丁目５番８号　ｏｚ　ｐａｒｋ　ｈｏｕｓｅ　Ａ－５号
債務者　塩出　照子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２０３号
千葉県船橋市夏見３丁目25番21号
債務者　大ノ木竜樹
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２０７号
千葉県船橋市三山２丁目20番８号　Ｄ’Ｓガーデン105号
債務者　平　　美咲
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２１５号
千葉市美浜区高浜４丁目２番５棟205号
債務者　土屋　勝美
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４４４号
兵庫県加古川市加古川町河原304番地の１サンハイツ河原Ａ―203号
債務者　森元　愛華
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４６４号
兵庫県加古郡播磨町野添1669番地の１
債務者　森田美由紀
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２２号
鳥取県東伯郡北栄町国坂657番地５　ラフォーレＡ202（旧住所　鳥取県倉吉市尾原362番２地）
債務者　喜多條邦夫
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第２３号
鳥取県東伯郡北栄町国坂657番地５　ラフォーレＡ202（旧住所　鳥取県倉吉市尾原362番２地）
債務者　喜多條直子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第４７５６号
大阪府八尾市東山本新町２丁目３番３号　東山本ハイツ528号、前住所大阪府八尾市桂町６丁目32番地の56
債務者　藤川　景子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部